

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した
被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する取扱要綱

第1 趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）第717条に規定する「天災その他特別の事情がある場合における国民健康保険税の減免」、八王子市国民健康保険条例第31条第1項第4号（昭和34年3月31日八王子市条例第4号。以下「条例」という。）及び八王子市国民健康保険税減免要綱（平成5年4月1日施行。以下「減免要綱」という。）第2条第6号において「市長が特別の事情があると認める世帯」について保険税を減免することができる」と規定している。令和2年5月13日付 市長決裁において「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について」の決定を受け、取扱など必要な事項について定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる生計維持者は、原則、世帯主（擬制世帯主も含む）とする。ただし、申し出により被保険者のうち主に生計を担っていると市が認めた場合は除く。
- (2) 前年とは、平成31年1月から令和元年12月までをいう。
- (3) 事業収入等とは、事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入をいう。

第3 減免の対象となる世帯

次の①又は②のいずれかに該当する世帯とする。ただし、他の減免を受けている場合は、重複して減免を受けることはできない。

また、被保険者のなかに未申告者がいる場合は減免を受けることができない。ただし、勤務先から給与支払い報告書や年金機構から年金支払額が提出されている方や、市内にお住まいの親族の税金上の扶養になっている方等はこの限りではない。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯

【要件】

- i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
- iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

第4 減免額

- (1) 第3の①についての減免額は全額とする。

(2) 第3の②についての減免額は下記のとおりとする。

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険税額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $(A \times B / C) \times (d)$ とする。なお、算定された減免額の100円未満の端数については切り捨てとする。

【減免額の計算式】 対象保険税額×減額又は免除の割合＝保険税減免額 $(A \times B / C) \quad (d)$
--

【表1】 対象保険税額＝ $A \times B / C$

A	当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B	世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (3/10以上減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表2】

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除すること。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険税軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険税軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア 【表1】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ 【表2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得を用いること。

第5 減免の対象となる保険税

令和元年度分及び令和2年度分の保険税にあって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払い日）が設定されているものとする。なお、資格取得日から14日以内に入入手続が行われなかった場合及び、所得申告が平成31年4月15日（賦課期日後に納税義務が発生した場合は納税義務が発生した日から15日以内）までに提出されなかった場合で、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険税とすること。

第6 減免の申請手続き

減免を受けようとする納税義務者は、八王子市国民健康保険条例施行規則第7条に規定する申請書に、減免申請に関する届出書（以下「届出書」という。）及び届出書を証する書類等を添付して、納期限の7日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める特別の理由があるときは、この限りでない。

また、申請受付については、令和3年2月22日までとする。

2 減免申請に関する届出書について、以下のとおりとする。

- (1) 主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病の場合 様式ア
- (2) 主たる生計維持者が失業・廃業した場合 様式イ
- (3) 主たる生計維持者の収入が減少した場合 様式ウ

第7 内容の審査及び決定

市長は、前項の減免申請書の提出があった場合は、速やかに申請の内容を審査し、必要があれば、申請者に対して質問又は必要な書類の提出若しくは提示を求め、保険税減免の承認又は不承認を決定する。

第8 決定通知

市長は、前条の減免の承認又は不承認を決定した場合には、承認又は不承認を通知書により納税義務者に通知する。

第9 減免の取り消し

市長は、偽りの申請その他不正行為により保険税の減免の措置を受けたものがあつた場合において、これを発見したときは、直ちにその措置を取り消すとともに、その旨を納税義務者に通知するものとする。